

別記様式第 1

消 火 器 試 験 結 果 報 告 書

①実施日 ○○年 ○○月 ○○日

②実施者

住 所 東京都千代田区大手町 1 - 3 - 5

氏 名 消防 太郎

③ 用 途	( 5 ) 項ロ 共同住宅	構 造	耐火構造で内装制限したもの	その他
延べ面積	2400 m <sup>2</sup>	必要能力単位	8	緩和対象の消火設備
付加設置部分の有無	有 (少量危険物・指定可燃物・電気設備・火気使用設備)			無

階	用 途	消火器の種別及び個数						能 力 単 位			⑤ 結 果				
		a	b	c	d	e	f	合計	A	B	C	適応性	設置場所等	標 識	機 器
1	共同住宅	1		1				2	5	9	○	○	○	○	○
1	電気室	1						1	3	7	○	○	○	○	○
2	共同住宅	1		1				2	5	9	○	○	○	○	○
3	共同住宅	1		1				2	5	9	○	○	○	○	○
4	共同住宅	1		1				2	5	9	○	○	○	○	○
合 計		5		4				9	23	43					

⑥ 備考  
 1階電気室内に粉末消火器を1本付加設置しています。  
 屋内消火栓設備が全階に設置され、建物全体を有効に警戒しています。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。  
 3 aは粉末消火器、bは泡消火器、cは強化液消火器、dは二酸化炭素消火器、eはハロゲン化物消火器及びfは水消火器をいう。また、能力単位C欄は、該当する消火器が設置してある場合に○印で記入すること。  
 4 付加設置すべき部分がある場合には、各階ごとに、用途の欄にその部分を記入すること。  
 5 結果の欄には、良否を記入すること。

【記入要領】

① 実施日	<p>消火器を設置し試験（外観、設置場所、標識、適応性の確認等）を行った日を記入してください。          なお、試験が数日にわたる場合は、全ての試験が終了した日を記入してください。</p>
② 実施者	<p>消火器を設置し試験（外観、設置場所、標識、適応性の確認等）を実施した方の氏名を記入してください。</p>
③ 必要能力単位の算定に関する項目	<p>「用途」欄</p> <p><a href="#">政令別表第1</a>を確認し、建物又はテナントが該当する項及び用途を記入してください。</p> <p>「構造」欄</p> <p>耐火構造の建物で内装制限をしている（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃以上で仕上げている）建物、その他の建物のうち、該当する方を○で囲ってください。</p> <p>「延べ面積」欄</p> <p>建物全体に設置する場合は延べ面積を、テナント入居でテナント内のみに設置する場合は、テナントの専有面積を記入してください。</p> <p>「必要能力単位」欄</p> <p><a href="#">消防法施行規則</a>第6条、第7条及び第8条の規定に基づき算出した値を記入してください。算出については、【記入要領】最下欄の「能力単位の算定方法について」を参照ください。</p> <p>「緩和対象の消火設備」欄</p> <p>消火器を設置する場所が、大型消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備のいずれかで有効に警戒されている場合は、有を○で囲ってください。          なお、「緩和対象の消火設備」により有効に警戒されている部分について、大型消火器の場合は上記で算定した値に1/2を掛けた値、それ以外の消火設備の場合は、算定した値に2/3を掛けた値（どちらも小数点切り上げ）にすることができます。</p> <p>「付加設置部分の有無」欄</p> <p>消防法施行規則第6条第3項（少量危険物、指定可燃物）、第4項（電気設備）、第5項（火気使用設備）に該当する部分がある場合は、「有」及び該当する項目を全て○で囲ってください。          なお、「少量危険物、指定可燃物、火気使用設備」に該当する場合は「必要能力単位の加算」、「電気設備」に該当する場合は「設置室に対する付加設置」が必要となります。</p>
④ 設置場所及び消火器の種別に関する項目	<p>「階」「用途」欄</p> <p>設置する階、その用途を記入してください。</p> <p>「消火器の種別及び個数」欄</p> <p>消火器試験結果報告書の下部にある備考3を参照し、設置する消火器の種別（粉末、泡、強化液等の分類）に応じた欄に、設置する本数を記入してください。</p> <p>「能力単位」欄</p> <p>消火器試験結果報告書の下部にある備考3と、設置する消火器のラベルを参照し、火災種別（A、B、Cの分類）ごとに能力単位を記入してください。同一の階に複数設置する場合は、階ごとの合計値となります。          なお、設置する消火器の能力単位の値は、火災種別ごとに、算定した能力単位の値以上でなければなりません。</p>
⑤	<p>「適応性」欄</p>

試験結果に関する項目	<p>下記のような場合を除き、粉末消火器、強化液消火器等を設置した場合は、○を記入してください。</p> <p>なお、危険物施設等で、適応性が限定される危険物等を貯蔵又は取り扱っている場合は、<a href="#">消防法施行令別表第2</a>により適応性を確認し、○を記入してください。</p>										
	「設置場所等」欄										
	<p>消防法施行規則第6条第6項各号に基づき、消火器が建物の各部分から歩行距離20m以内となる位置に設置されているかを確認し、○を記入してください。</p> <p>なお、二酸化炭素又はハロゲン化物（プロモトリフルオロメタンを除く）消火器を設置する場合は消防法施行規則第11条第2項を参照し、設置できる場所であるか確認してください。</p>										
	「標識」欄										
	<p>消火器の標識が設置されているか確認し、○を記入してください。</p>										
⑥ 備考欄	「機器」欄										
	<p>消火器の外観を確認し、異常等がなければ○を記入してください。</p>										
⑥ 備考欄	<p>特記すべき事項等がある場合は、こちらに記入してください。</p>										
能力単位の算定方法について	<p>以下の表に記載する防火対象物の用途に応じ、次の式により必要な能力単位を算出します。</p> <p>必要能力単位＝「延べ面積」欄に記入した面積（・）÷用途に応じた面積（・）（下表右欄）</p> <p>耐火構造で内装制限をしている建物に消火器を設置する場合は、※の値を2倍して算定します。</p> <table border="1" data-bbox="327 1131 1465 1355"> <thead> <tr> <th>防火対象物の用途等</th> <th>用途に応じた面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・項イ、(2)項、(16の2)項、(16の3)項、(17)項</td> <td>50㎡※</td> </tr> <tr> <td>(1)項ロ、(3)項から(6)項まで、(9)項及び(12)項から(14)項まで</td> <td>100㎡※</td> </tr> <tr> <td>(7)項、(8)項、(10)項、(11)項及び(15)項</td> <td>200㎡※</td> </tr> <tr> <td>鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所（付加設置部分の該当時のみ使用します。）</td> <td>25㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に計算例を示します。</p> <p>新築の共同住宅（用途：5項ロ、延べ面積2400㎡、耐火構造、内装準不燃仕上、屋内消火栓設備全階設置）に消火器を設置する場合</p> <p>・2400㎡÷200（耐火構造で内装を難燃以上で仕上げているため、100㎡×2） ＝12</p> <p>②12×2/3（「緩和対象の消火設備」である屋内消火栓設備が設置されているため2/3） ＝8</p> <p>以上から、本建物の必要能力単位は8以上となります。</p>	防火対象物の用途等	用途に応じた面積	・項イ、(2)項、(16の2)項、(16の3)項、(17)項	50㎡※	(1)項ロ、(3)項から(6)項まで、(9)項及び(12)項から(14)項まで	100㎡※	(7)項、(8)項、(10)項、(11)項及び(15)項	200㎡※	鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所（付加設置部分の該当時のみ使用します。）	25㎡
防火対象物の用途等	用途に応じた面積										
・項イ、(2)項、(16の2)項、(16の3)項、(17)項	50㎡※										
(1)項ロ、(3)項から(6)項まで、(9)項及び(12)項から(14)項まで	100㎡※										
(7)項、(8)項、(10)項、(11)項及び(15)項	200㎡※										
鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所（付加設置部分の該当時のみ使用します。）	25㎡										